

# 建築・設備工事設計変更ガイドライン

令和5年8月

埼玉県

## 建築・設備工事設計変更ガイドラインの編集にあたって

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。そして、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念」にのっとり、「適正な工期および金額」で「円滑かつ適切に」事業を執行することが求められる。

しかしながら建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有しており、工事の進捗とともに当初発注時に予見できない施工条件や環境の変化などが起こり得る。

このため、埼玉県建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 18 条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続き、設計図書の変更等についてが定められており、変化に応じて設計変更を適切に行う必要がある。

本ガイドラインは、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、建築・設備工事における設計変更を適切に行うための受注者・発注者双方にとっての共通の手引書として整理したものである。

# 目次

1. 設計変更の基本	1
1. 1 設計変更の基本的な考え方	1
1. 2 適用	1
1. 3 用語の定義	1
1. 4 設計変更の対象事項	2
1. 5 設計図書の確認と手続き	3
1. 6 工事現場連絡票等への概算額の記載方法	4
1. 7 設計変更に関する留意事項	5
1. 7. 1 受注者の留意事項	5
1. 7. 2 発注者の留意事項	6
2. 設計変更の対象とならないケース	7
3. 設計変更の対象となるケース	8
3. 1 工事請負契約約款第18条（条件変更等）に該当	8
3. 2 契約約款第19条（設計図書の変更）に該当	12
3. 3 契約約款第20条（工事の中止）に該当	13
4 指定・任意の使い分け	18
5. 設計変更事例集	20
5. 1 建築工事	20
5. 2 電気設備工事	27
5. 3 機械設備工事	30
6. 埼玉県建設工事標準請負契約約款（抜粋）	35
7. 公共建築工事標準仕様書 令和4年版（抜粋）	40

## 【参考とした資料】

- ①当繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）平成27年5月 国土交通省官庁営繕部
- ②当繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）平成27年7月 関東地方整備局営繕部
- ③土木工事設計変更ガイドライン 令和4年9月 埼玉県県土整備部建設管理課
- ④公共工事標準請負契約約款の解説 大成出版社

## 1. 設計変更の基本

### 1. 1 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、真にやむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、請負金額や工期に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

### 1. 2 適用

本ガイドラインは、埼玉県が発注する建築工事、建築設備工事に適用する。

### 1. 3 用語の定義

- ◎「設計変更」とは、契約約款第18条又は第19条の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
  
- ◎「契約変更」とは、契約約款第24条又は第25条の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
  
- ◎「承諾」とは、受注者が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面をもって了解することをいう。
  
- ◎「指示」とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
  
- ◎「協議」とは、協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

#### 1. 4 設計変更の対象事項

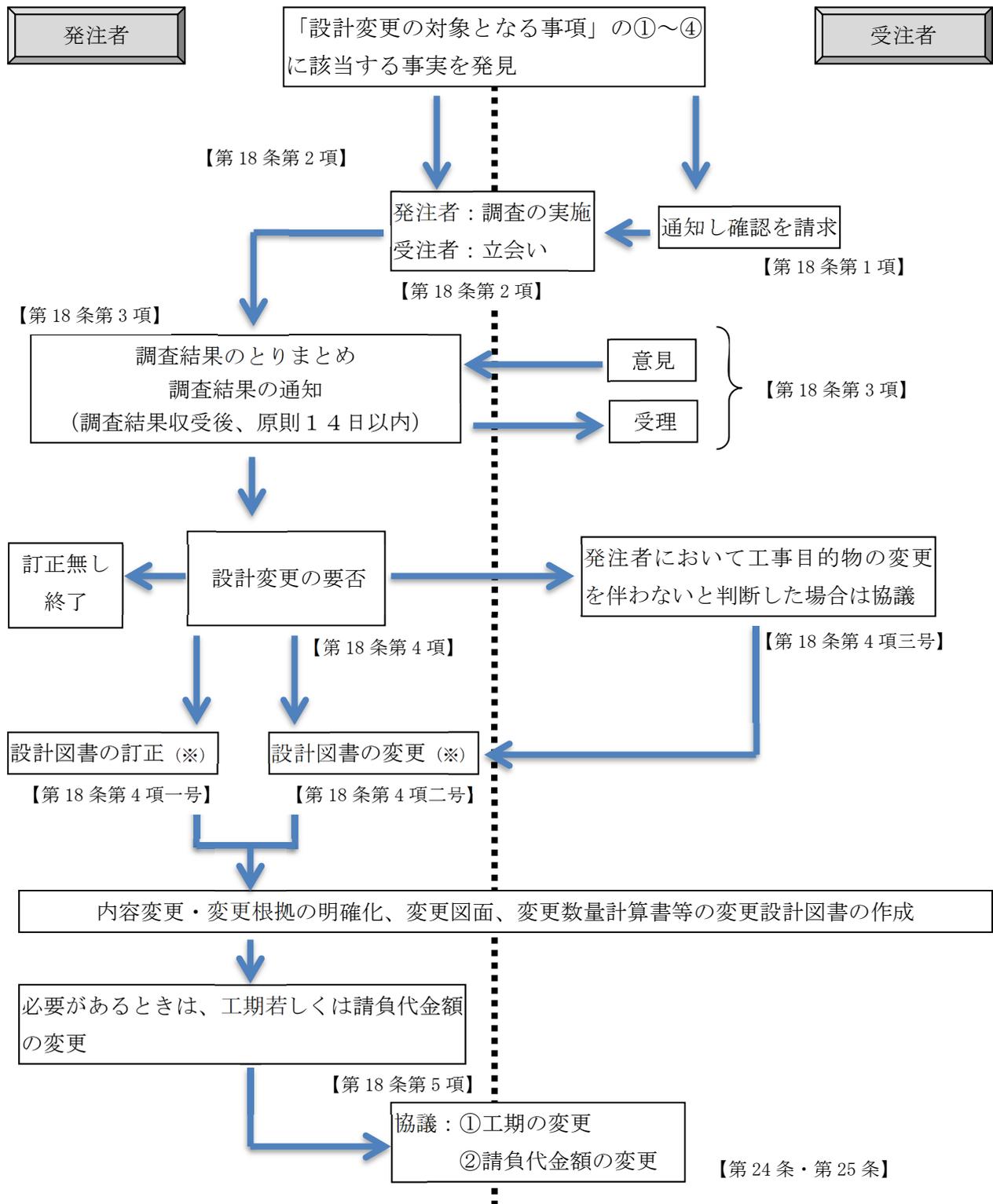
契約約款において、条件変更等に伴う設計変更の対象事項は契約約款第 18 条（条件変更等）に、発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更は契約約款第 19 条（設計図書の変更）に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止については契約約款第 20 条（工事の中止）に規定している。

#### ○設計変更の対象となる事項

設計変更の対象事項	契約約款
① 設計図書に誤謬又は脱漏がある	第 18 条第 1 項第二号
② 設計図書の表示が明確でない	第 18 条第 1 項第三号
③ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない	第 18 条第 1 項第四号
④ 予期することのできない特別な状態が生じた（設計図書で明示されていない施工条件について）	第 18 条第 1 項第五号
⑤ 発注者が必要であると認めるときの設計図書の変更	第 19 条
⑥ 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	第 20 条

## 1. 5 設計図書の確認と手続き

受注者は、工事の施工に当たり、契約約款第 18 条第 1 項各号に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、発注者にその確認を請求する。



(※) 訂正：契約約款第 18 条第 1 項第二号、三号に該当する場合  
 変更：契約約款第 18 条第 1 項第四号、五号に該当する場合

## 1. 6 工事現場連絡票等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、工事現場連絡票にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

- ・発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（工事現場連絡票等）にて指示を行う。
- ・工事現場連絡票には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。

## **1. 7 設計変更に関する留意事項**

### **1. 7. 1 受注者の留意事項**

◎受注者は契約約款第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督員に通知し確認を求める。

◎受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、受注者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

◎受注者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。

## 1. 7. 2 発注者の留意事項

◎発注者は契約約款第18条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後、原則14日以内に受注者に通知する。

◎発注者は関係機関との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。

◎当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。

◎当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。

(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)

◎現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。(一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。)

◎設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末(2会計年度以上にまたがる工事においては各会計年度末)に行うことをもって足りるものとする。

※軽微な設計変更の範囲については各部局の取り扱いによる。

◎一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される中で、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

(設計変更となる場合には、関連する他の工事との取り合いや工程の調整を特に注意して図ること。)

## 2. 設計変更の対象とならないケース

◆下記の場合においては、原則として設計変更できない。

(ただし契約約款第 27 条 (臨機の措置) での対応の場合は除く)

### ①設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

受注者は契約約款第 18 条第 1 項により設計図書と工事現場の不一致、条件明示の無い事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を書面 (工事記録等) により監督員に提出し確認を求める。

### ②発注者と「協議」をしているが、協議の回答前に施工を実施した場合

協議の回答は、発注者が契約約款第 18 条第 3 項により調査の終了後 14 日以内にする事となっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要などやむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議 (工事記録等) を行うことが重要である。

### ③設計変更および契約変更の協議等を経ない「承諾」で施工した場合

ここでの承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は契約約款第 18 条による確認をすることが必要であり、設計変更および契約変更が考えられる場合は、安易な承諾による施工は避けるべきである。

### ④契約約款・公共建築工事共通仕様書に定められている所定の手続を経ていない場合

(契約約款第 18 条～20 条及び 22 条～25 条、公共建築工事共通仕様書 1.1.8～1.1.10)

発注者及び受注者は協議・指示・一時中止・工期変更・請負代金額の変更など所定の手続を行う。

### ⑤正式な書面によらない事項 (口頭のみ) の指示・協議等の場合

発注者は速やかに書面による指示・協議等を行う。受注者は書面による指示・協議等の回答を得て施工する。

### 3. 設計変更の対象となるケース

#### 3. 1 工事請負契約約款第18条（条件変更等）に該当

##### ① 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第18条第1項の二）

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に誤謬又は脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して誤謬又は脱漏部分を訂正してもらうべきである。

○発注者は、「条件明示について」の通達に基づいて、設計図書の中で条件明示を適切に明記する。

例)

- ・ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合。
- ・ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合。

(受注者)

契約約款第18条（条件変更等）第1項二号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

## ② 設計図書の表示が明確でない場合（第 18 条第 1 項の三）

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。

この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

例)

- ・ 図面の記載内容が読み取れない場合。

(受注者)

契約約款第 18 条（条件変更等）第 1 項三号に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

③ 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第 18 条第 1 項の四）

○自然的条件とは、例えば、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。

また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、工事用道路、壁内配管、工事に関する法令等が挙げられる。

例)

- ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合。
- ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合。
- ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合。

(受注者)

契約約款第 18 条（条件変更等）第 1 項四号」に基づき、設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

④ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第 18 条第 1 項の五）

○設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

○設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求する。

例)

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合。
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合。

(受注者)

契約約款第 18 条（条件変更等）第 1 項の五」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知



(発注者)

調査の結果、その事実が確認された場合は第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の変更を行い、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない



受注者及び発注者は第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

### 3. 2 契約約款第19条（設計図書の変更）に該当

発注者が必要であると認め、設計図書を変更しようとする場合

○発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

例)

- ・ 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- ・ 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- ・ 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

(発注者)

契約約款第19条に基づき、必要があると認めるときは設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる



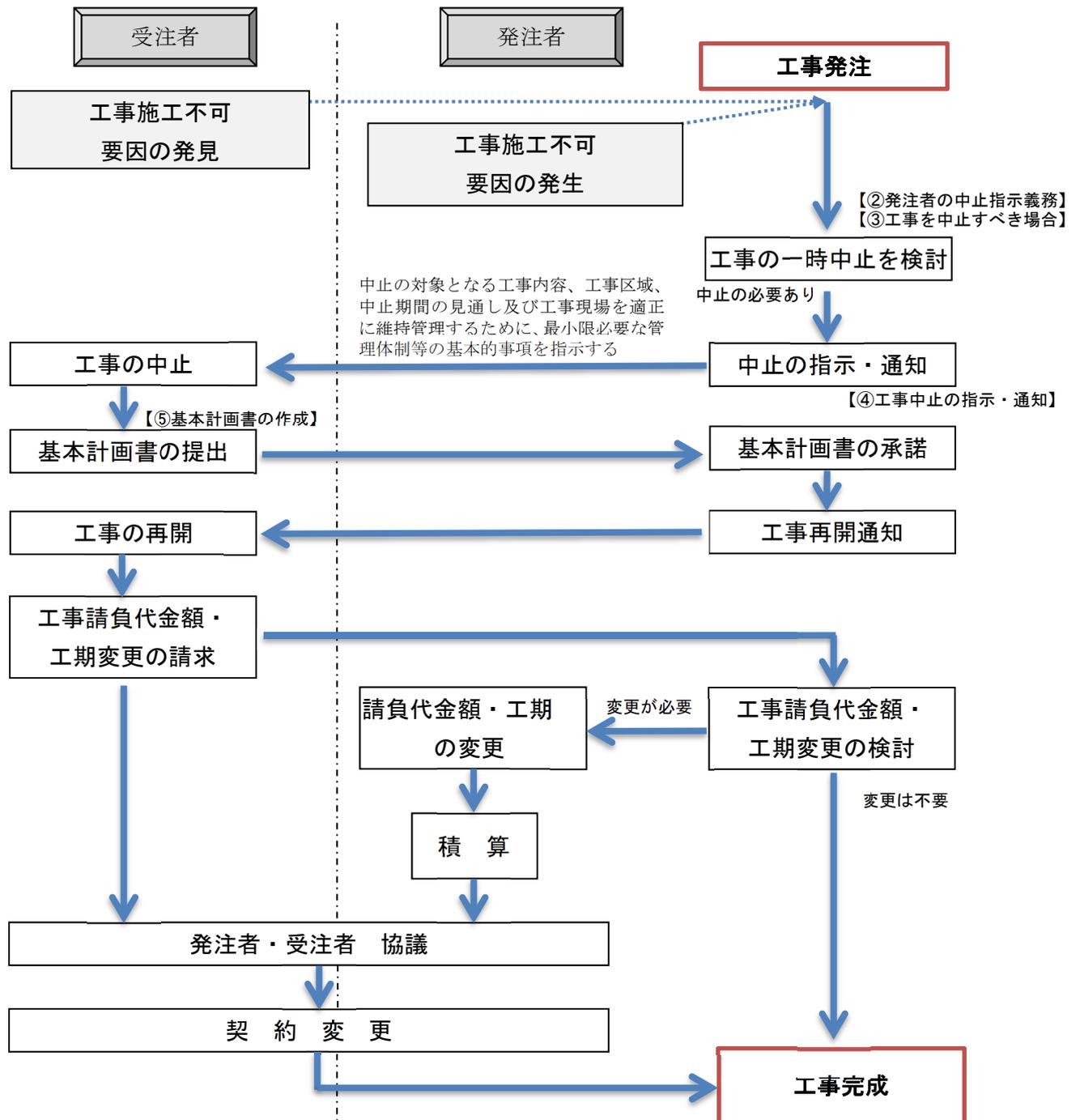
受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

### 3. 3 契約約款第20条（工事の中止）に該当

受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工出来ないと認められる場合は、発注者は工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。またその場合必要があると認められるときは、工期を延長し、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要としたときはその費用を負担しなければならない。

#### 工事の一時中止に関する手続きについて

##### ① 工事の一時中止に係る基本フロー

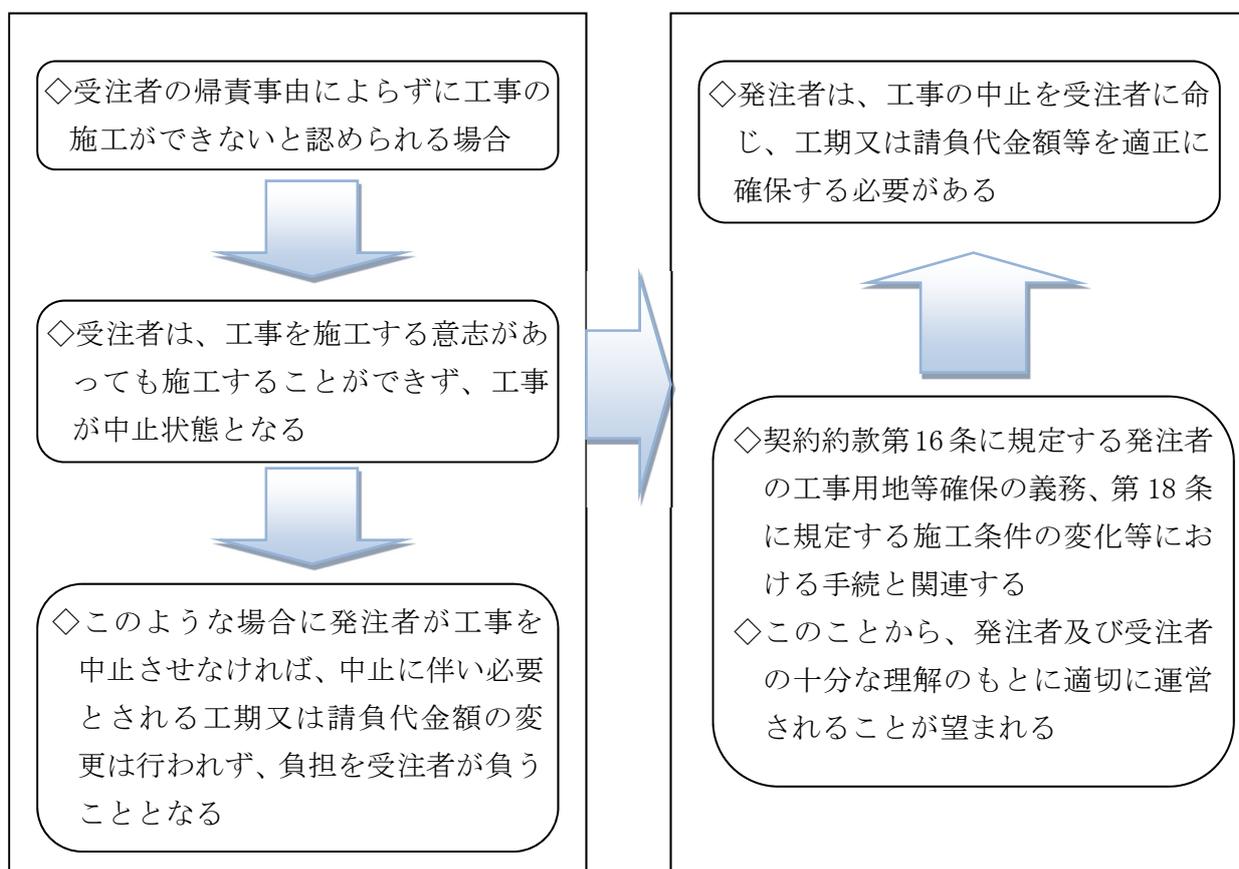


## ② 発注者の中止指示義務

◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を命じなければならない。【契約約款第 20 条】

◆必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。【契約約款第 20 条】

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。

・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル: 国土交通省総合政策局】

※大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の催告によらない解除権）第 51 条第 1 項の二を準拠して、「延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超える場合」を目安とする。

### ③ 工事を中止すべき場合

◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「(ア) 工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「(イ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。【契約約款第20条】

◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。

※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

(ア) 工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合

(イ) 自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合

- 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある場合。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合等。
- 同一現場内で、建築、電気、機械等の複数工事があり、何らかの理由で一部の工事が「中断」または「未着工」のため、他工事が施工できない場合。

- 地中障害物・埋設物等の調査及び処理等を行う場合。
- 埋蔵文化財の調査又は発掘等を行う場合。
- 天災等により地形等に物理的な変動があった場合。
- 妨害活動を行う者による工事現場の占拠および著しい威嚇行為等があった場合。

#### ④ 中止の指示・通知

◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。【契約約款 20 条】  
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

##### 発注者の中止権

◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。

※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断

◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

##### 工事の中止期間

◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。

◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。

◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めたときに工事の再開を指示しなければならない。

◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

## ⑤ 基本計画書の作成

### 特記仕様書等への記載事項

◇工事一時中止期間中の工事現場の管理に係る内容を「特記仕様書」等に明記する

一般共通事項[項目] ・ 工事の一時中止

工事の一時中止に係る計画の作成

1) 契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。

2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

### 基本計画書作成指示

工事期間中における工事現場の管理は受注者が適切に行う。発注者は工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示する。

◇受注者は工事期間中の工事現場の管理を善良な管理者の注意をもって行う。

◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

◇実際に工事着手する前の事前調査や施工計画書の作成中であっても、現場の管理は必要であることから基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

### 基本計画書への記載内容

◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事

◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事

◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項

## 4 指定・任意の使い分け

### 【基本事項】

#### ◎「自主施工の原則」

仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、その責任の所在を明らかにする必要から、原則として受注者が定めるものとされている(契約約款第1条第3項)。これは「自主施工の原則」とも言われている。

#### ◎「指定」

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」と言う。

#### ◎「任意」

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。「指定」以外は、「任意」と言う。原則として、設計変更の対象としない。

### 【指定と任意の考え方】

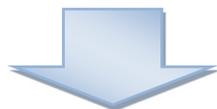
	指 定	任 意
・ 設計図書	施工方法等について具体的に明示する	施工方法等について具体的には明示しない(※1)
・ 施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
・ 施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。
・ 条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

## 【留意事項】

◆指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



任意については、受注者が自らの責任で行うもので仮設、施工方法等の選択は、受注者に委ねられている。（変更の対象としない）



発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。

### （任意における不適切な対応例）

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用については受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

## 5. 設計変更事例集

### 5. 1 建築工事

#### 【変更事例：建築 ①】

建築基準法の規定により、既存建築物の開口部を防火設備に改修する必要があるため、該当する開口部の仕様を変更した。

設計での仕様・施工条件

#### 当初設計

・増築工事において、同一敷地内にある既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部は防火設備にする必要があるが、設計図書には防火設備に関する記載がない。



・計画通知の手続きにおいて、既存建築物の防火設備の記載漏れが判明した。



#### 変更設計

・既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部の位置、仕様等を設計図書に明示する。  
・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

#### Point

建築基準法の規定により、耐火要求のある建築物では、延焼のおそれのある部分の開口部は防火設備にする必要がある。

法令から要求される仕様等については、増築工事の際に既存建築物の改修が必要となる場合があるので、設計時に十分注意する必要がある。

## 【変更事例：建築 ②】

設計図書で明示されていない既存の埋設管が現れた。建築物の配置から基礎工事の支障となるため、既存の埋設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

### 当初設計

- ・既存の埋設管は、設計図書には明示されていなかった。



- ・既存の埋設管が基礎工事の支障となる。



### 変更設計

- ・既存の埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、仕様等を設計図書に明示する。
- ・既存の埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上する。

### Point

既存の埋設管については、工事に影響する可能性が大きいいため、特記仕様書等には「存在」を記載しておく必要がある。

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

## 【変更事例：建築 ③】

学校のプール槽改修工事において、工事着手後にプール槽（FRP 製）の水を抜いて劣化状況を詳細に調査したところ、設計時の調査では把握できなかったひび割れ・剥離等が多数発見された。当初設計では、ひび割れ等の部分補修で対応することとなっていたが、劣化状況がひどいため、数年後に再補修となる可能性が高い。そこで、既存プール槽の部分補修からプール槽の入替えに変更した。

### 設計での仕様・施工条件

#### 当初設計

- ・設計時の調査結果を基に、既存プール槽の部分補修で計画していた。



- ・工事着手後、プール槽の水を抜いて劣化状況を詳細に調査した。
- ・設計時の調査では把握できなかったひび割れ・剥離等が多数発見された。
- ・部分補修で対応した場合は、数年後に再補修となる可能性が高いため、施設管理者等の関係者と協議し、プール槽を入替えることとした。



#### 変更設計

- ・既存プール槽の撤去と新規プール槽の仕様等を設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

#### Point

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

変更の内容によっては、施設管理者等の関係者とも協議する必要がある。

## 【変更事例：建築 ④】

建築物の外壁改修工事において、足場を設置して外壁の劣化状況調査を実施したところ、設計時に想定していたよりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計時は足場を設置せずに、目視や手の届く範囲の打診調査でひび割れ等の数量を算出した。



・足場を設置して外壁の全面打診による劣化状況調査を実施した。  
・想定よりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。



変更設計

・外壁のひび割れ補修等の位置、数量、仕様等を設計図書に明示する。  
・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

### Point

外壁改修工事については、設計時に正確な施工数量を把握することが困難なため、設計変更の対象となることがほとんどである。

施工過程での調査内容については、速やかに受注者は監督員に報告し、その確認を請求する。

## 【変更事例：建築 ⑤】

庁舎のトイレ改修工事において、当初設計では、工事期間中は仮設トイレを設置し、2系統あるトイレを同時工程で進める計画としていた。工事の着手に当たり、施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明したため、1系統ごとに工事を行うこととなった。

### 設計での仕様・施工条件

#### 当初設計

・設計図書には、仮設トイレを設置し、2系統のトイレを同時工程で進める記載があった。



・施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明した。  
・既存のトイレを使用しながら、1系統ごとに工事を行うこととなった。



#### 変更設計

・工事工程の変更に伴う仮設計画等の変更を設計図書に明示する。  
・変更した設計図書に基づく費用を計上し、併せて工期も変更する。

#### Point

年度を越える工期の変更については、別途、予算の繰越手続きが要する場合がありますので、注意が必要である。

## 【変更事例：建築 ⑥】

基礎工事に着手したところ、地中障害物が現れた。地中障害物を撤去することができないため、建築物の配置を大幅に変更することになり、計画通知の変更手続きが完了するまで工事の一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

### 当初設計

- ・設計図書には、地中障害物の記載はない。
- ・計画通知の手続きは完了していた。



- ・基礎工事で地中障害物が現れた。
- ・地中障害物を撤去することは困難であり、建築物の配置を大幅に変更することとなった。



### 変更設計

- ・建築物の配置を変更し、計画通知の手続きが完了するまで工事の一時中止を指示する。
- ・必要に応じて、請負代金額と工期を変更する。

### Point

設計変更等により計画通知の手続きが必要となり、工事の施工を止める必要がある場合は、工事の一時中止させることができる。

## 【変更事例：建築 ⑦】

地元自治会から工事に伴う騒音・粉じん対策等について要望書が提出されたため、地元自治会と合意が成立するまで工事の一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

### 当初設計

- ・仕様書に「施工中の環境保全等」として、関係法令の遵守を記載している。



- ・地元自治会から騒音・粉じん対策等について要望書が提出された。
- ・地元自治会との話し合いには、時間がかかる見込みである。



### 変更設計

- ・受注者の責めに帰することができない事由と認められるので、工事の一時中止を指示する。
- ・必要に応じて、請負代金額と工期を変更する。

### Point

要望書の内容が、受注者の責めに帰することができない事由と認められる場合は、工事の一時中止させることができる。

事前に地元自治会や近隣住民に説明していても、工事着手後に何らかの要望が出る場合がある。

## 5. 2 電気設備工事

### 【変更事例：電気設備 ①】

ホールおよび体育館の軽量天井化工事にあたり、消防署との打ち合わせにより、壁付式煙感知器が設置可能であることがわかったため、当該使用の感知器を追加した。

設計での仕様・施工条件

#### 当初設計

・震災等を考慮し、ホールおよび体育館については軽量素材を採用した天井改修を行った。薄い素材のため、天井裏に登ることもできず、維持管理が困難なため天井感知器免除の消防用設備等特例承認申請書の提出を予定。



・消防署との打ち合わせにより、壁付式煙感知器が設置可能であることが判明した。



#### 変更設計

- ・光電式分離型感知器（壁付）を追加する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

#### Point

受注者は、設計時の調査が、経費的に目視調査が主体となることを念頭に置き、着工前に詳細な調査を行い、合理性のある施行を行うべきであり、発注者は必要な設計変更を行う必要がある。

## 【変更事例：電気設備 ②】

県営住宅の増築工事（既存棟：1～10号棟 増築棟：11号棟）において、増築棟の建設が既存棟のテレビ電波を受信するアンテナに受信障害をきたす可能性を考慮し、既存棟へ対策装置（受信可能棟からの電波切り回し装置）を設置した（箇所A）。

しかしながら、想定外の他の既存棟においてもアンテナの受信障害が発生したため、追加の対策装置を設置する事とした（箇所B）。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・ 箇所Aへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていた。
- ・ 箇所Bへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていなかった。



- ・ 工事を進める中、当初想定しなかった箇所への受信障害が発生した。



変更設計

- ・ 箇所Bへの受信障害の対策装置を設計図書に追記する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

### Point

発注者が必要であると認めるときは、受注者に通知し、設計図書の変更を行うことができる。【契約約款第19条（設計図書の変更）】

## 【変更事例：電気設備 ③】

消防法の改正等に伴う学校改修工事の非常放送設備更新工事において、図面と現場が一致しておらず、非常用スピーカの数量が不足していることが分かった。発注者は当初設計の図面を用いて設計していたが、その後の改修工事により間取りが変わっていた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・発注図面が古く、非常用スピーカが必要数確保されていなかった。



- ・受注者が着工前に現地調査したところ、図面と現場が一致していないことが分かった。



変更設計

- ・追加の非常用スピーカおよび配管配線を図面および設計図書に追記する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

### Point

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない事を発見した時は、その旨をただちに監督員に通知し、確認を請求する。

【契約約款第18条（条件変更等）四】

## 5. 3 機械設備工事

### 【変更事例：機械設備 ①】

配管設備の改築工事において、配管撤去を行おうとしたところ、ダクトフランジパッキンからアスベストが検出された。法令に基づく撤去および処分が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・アスベストの分析調査無し。
- ・アスベストの撤去無し。



・配管等の保温を外したところ、ダクトフランジパッキン等からアスベストを検出した。



変更設計

- ・アスベストの分析調査、撤去を設計書（特記仕様書）に明示する。  
（非石綿部での切断による除去等、撤去方法を明示する。）
- ・アスベストの分析費用、撤去費を計上する。

#### Point

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない事を発見した時は、その旨をただちに監督員に通知し、確認を請求する。

【契約約款第18条（条件変更等）四】

## 【変更事例：機械設備 ②】

冷暖房設備の改築工事において、冷温水発生器のオーバーホールを行った。機器を停止し、溶接箇所等を外したところ、他にもオーバーホールが必要な箇所が見つかり工事を追加した。

### 当初設計

- ・当初契約箇所以外の機器の異常は想定していなかった。



- ・オーバーホールを行うため機器を停止したところ異常が見つかった。



### 変更設計

- ・追加のオーバーホール箇所を、設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

### Point

追加のオーバーホール箇所については、機器を停止し溶接箇所等を外さなければわからない箇所であった。追加工事については当初工事と密接に関連することから、別発注ではなく追加工事として契約変更する。

## 【変更事例：機械設備 ③】

多目的トイレ改修工事において、既設配管は残置とし、別の箇所に新たな配管施工を予定していた。受注者が施工前に詳細な現地調査をしたところ、既存設備の点検スペースが確保できなくなるため、別の箇所へ新たに配管施工できないことが分かった。そこで、既設配管を撤去し、撤去箇所に新たに配管を施工する事とした。

### 当初設計

- ・ 新たな箇所への配管敷設を想定しており、既設配管は残置と想定していた。



- ・ 受注者による施工前の詳細な現地調査により、残置予定の配管を撤去する必要があることが分かった。



### 変更設計

- ・ 既設配管の撤去および新設配管の施工箇所について設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

### Point

受注者は、設計時の調査が、経費的に目視調査が主体となることを念頭に置き、着工前に詳細な調査を行い、合理性のある施行を行うべきであり、発注者は必要な設計変更を行う必要がある。

## 【変更事例：機械設備 ④】

空気調和設備の機械設備改修工事において、附帯する電気設備改修工事の入札不調が続き落札者が決まらなかった。また、本施設は特に公共性が高く、工期延長は認められていなかった。

工期内に工事を完成させるため、本工事に、附帯する電気設備改修工事を追加する事とした。

### 当初設計

- ・ 機械設備改修工事は単独発注であった。



- ・ 附帯する電気設備改修工事の入札不調が続き落札者が決まらなかった。



### 変更設計

- ・ 電気設備改修工事を追加工事とし、変更を設計図書に明示する。
- ・ 変更した設計図書に基づく費用を計上する。

### Point

発注者が必要であると認めるときは、受注者に通知し、設計図書の変更を行うことができる。【契約約款第19条（設計図書の変更）】

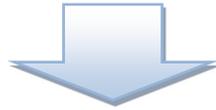
## 【変更事例：機械設備 ⑤】

冷暖房設備の改築工事を施工するにあたり、冬期の2月上旬に現場着工を想定して仮設暖房費を計上していた。受注者が決まり、現地調査を行って工程を精査したところ、冬期を避け3月上旬に着工しても工期内に工事を完了させることが可能ということが分かった。従って、仮設暖房が不必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・2月上旬に現場着工を想定しており、工事期間中に暖房設備が停止することから仮設暖房を計上していた。



・受注者が工程を精査したところ、3月上旬の着工となった。



変更設計

・設計図書の仮設暖房の全数量を減ずる。  
・変更した設計図書に基づく費用を減額する。

### Point

発注者が必要であると認めるときは、受注者に通知し、設計図書の変更を行うことができる。【契約約款第19条（設計図書の変更）】

## 6. 埼玉県建設工事標準請負契約約款（抜粋）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（工事用地の確保等）

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合に

において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者が協議して発注者が行う

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼし

たときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
  - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(補則)

- 第61条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 7. 公共建築工事標準仕様書 令和4年版 (抜粋)

### 1. 1. 1 一般事項

(4) すべての設計図書は、相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は、次の(ア)から(オ)までの順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1. 1. 8による。

- (ア) 質問回答書 ((イ) から (オ) までに対するもの)
- (イ) 現場説明書
- (ウ) 特記仕様書
- (エ) 別冊の図面
- (オ) 標準仕様書

### 1. 1. 7 関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者ととも、工事全体の円滑な施工に努める。

### 1. 1. 8 質疑に対する協議等

(1) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。

(2) (1) の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

(3) (1) の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、記録を整備する。

### 1. 1. 9 工事の一時中止に係る事項

次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (ア) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合
- (イ) 関連工事等の進捗が遅れた場合
- (ウ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (エ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (オ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合。

### 1. 1. 10 工期の変更に係る資料の提出

契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。